

Dai-ichi Life Group

 $N_{0.2019} - 88$

第 23 号

2019 年 12 月 10 日 団 体 年 金 事 業 部



年金トピック

社会保障審議会 企業年金・個人年金部会における 議論について (第1回~第9回)

社会保障審議会企業年金・個人年金部会について、第1回(2月22日)から第9回(11月8日)までの検討状況をまとめましたので、別紙のとおりご案内いたします。

○厚生労働省ホームページ 社会保障審議会(企業年金・個人年金部会)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664_00006.html

【ご参考】年金通信

https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/

※これまでの企業年金・個人年金部会における、各委員の主な意見をまとめた年金通信が閲覧可能です。

第一生命保険株式会社

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における企業年金制度見直しの議論について(第1回~第9回)

2 0 1 9 年 1 2 月 1 0 日 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社 団 体 年 金 事 業 部

一生涯のパートナー



Dai-ichi Life Group

- •確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」、個人型確定拠出年金を「iDeCo」と表記しています。
- •特に断りがない限り、本資料に記載の図表は企業年金・個人年金部会に提示された資料をもとに作成しています。

企業年金・個人年金部会の役割・構成



- 「企業年金・個人年金部会」は、厚生労働大臣の諮問機関である「社会保障審議会」内に設置され、広ぐ「企業年金・個人年金制度のあり方」を検討する部会です。
- 2013年10月より「企業年金部会」として設置され、2019年1月に現在の名称へ変更されました。
- 部会の委員は労使の代表に加え、学者、専門家等の有識者にて構成されています。

部会委員(第9回)

部会長 神野 直彦 日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授

副部会長 森戸 英幸 慶応義塾大学大学院法務研究科教授

伊藤 彰久 日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長

井戸 美枝 井戸美枝事務所(社会保険労務士、FP)代表

臼杵 政治 名古屋市立大学大学院経済学研究科教授

内田 文子 全日本電機·電子·情報関連産業労働組合連合会 総合研究企画室事務局長 兼 教育部長

大江 加代 NPO法人確定拠出年金教育協会理事 兼 主任研究員

小川 伊知郎 日本年金数理人会理事長

金子 久 野村総合研究所金融イノベーション研究部上級研究員

小林 由紀子 日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会部会長代理

白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

藤澤 陽介 早稲田大学大学院会計研究科講師

細田 眞 日本商工会議所社会保障専門委員会委員

渡邊 絹子 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

オブザーバー 松下 睦 国民年金基金連合会理事長

オブザーバー 宮園 雅敬 企業年金連合会理事長

企業年金・個人年金部会の開催状況



- 第3回までは関連団体(労使・金融団体)へのヒアリングが実施されました。
- 第4回~第7回で各論を議論し、第8回、第9回で議論が取りまとめられました。

	日時	議題
第1回	2月22日	企業年金・個人年金制度の現状等について
第2回	3月19日	関係団体からのヒアリング① - 日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会、日本年金数理人会、企業年金連合会、企業年金連絡協議会、国民年金基金連合会
第3回	3月29日	関係団体からのヒアリング② - 信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、生命 保険協会、日本損害保険協会
第4回	4月22日	拠出時・給付時の仕組みについて
第5回	5月17日	企業年金の普及・拡大について
第6回	7月24日	企業年金のガバナンス等について
第7回	8月23日	マッチング拠出、iDeCo等について
第8回	10月9日	拠出時・給付時の仕組みについて
第9回	11月8日	制度の普及等に向けた改善について



カテゴリー	課題	DB	DC	該当P
1 地山吐	(1)DCの加入可能要件の見直し		0	P7
1. 拠出時・給付時の仕組み 	(2)受給開始時期の選択等	0	0	P8
	(1)中小企業向け制度の対象範囲の拡大		0	P10
	(2)企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和		0	P11
の、物味の並み等に力はもなぎ	(3)iDeCoに係るその他の改善		0	P12
2. 制度の普及等に向けた改善	(4)DCにおける中途引き出しの改善(外国籍人材)		0	P13
	(5)ポータビリティの改善	0	0	P14
	(6)各種手続見直し	0	0	P15、16
0 7 0 14	ガバナンス	0	0	P18
3. その他	いわゆる選択型DC・選択制DC		0	P18

【参考】継続検討課題



カテゴリー	課題	DB	DC
	拠出限度額の設定方法(「非課税積立の枠」の検討等)	0	0
4 协则以此 经人公司	中途引き出しの在り方	0	0
1. 拠出時・給付時の仕組み 	企業年金制度の税制上の取扱	0	0
	受給の形態	0	0
2. 制度の普及等に向けた改善	各種手続見直し - リスク分担型企業年金の合併時・分割時等の手続 - 雇用延長に伴う給付設計見直しにあたっての手続	0	
	DCのガバナンス(継続投資教育、運営管理機関の評価等)		0
3. その他	支払保証制度	0	
	年金バイアウト	0	



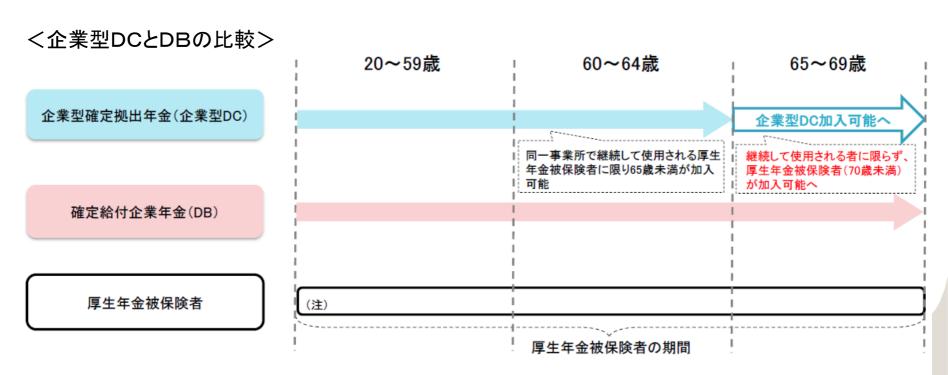
1. 拠出時・給付時の仕組み

1. 拠出時・給付時の仕組み

(1)DCの加入可能要件の見直し



- 企業型DCについて、高齢者雇用の状況に応じた柔軟な制度運営を可能とするために、年齢要件(65歳未満)と同一事業所要件を撤廃し、厚生年金被保険者(70歳未満)を加入者とできることとする。
- 個人型DCについて、高齢期の就労拡大を踏まえ、年齢要件(60歳未満)を撤廃し、<u>国民年金</u> <u>被保険者であれば加入可能</u>とする。



(注)20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は厚生年金被保険者となる。

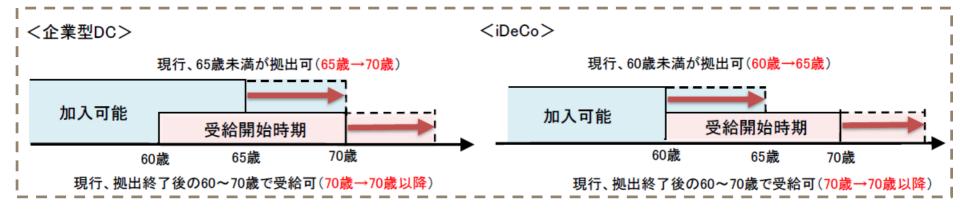
1. 拠出時・給付時の仕組み

(2)受給開始時期の選択

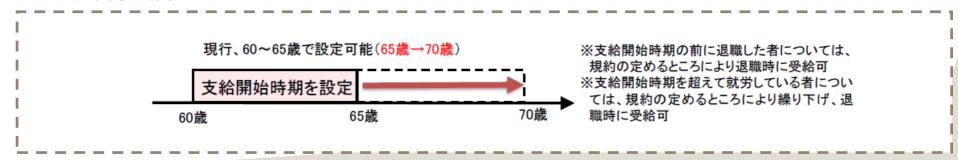


- 高齢者雇用の状況を踏まえ、DCおよびDBの受給開始時期を以下のとおり見直しを実施する。
 - DCの受給開始時期を現行の「60歳~70歳」から拡大し、70歳以降も選択可能とする。
 - DBの受給開始時期を現行の「60歳~65歳」から拡大し、「60歳~70歳」とする。

■DCの受給開始時期



■DBの受給開始時期





2. 制度の普及等に向けた改善

(1)中小企業向け制度の対象範囲の拡大



- 企業年金の実施率の低下は300人未満の企業で著しいという実態がある。
- 以上を踏まえ、「簡易型DC」および「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、<u>実施</u>可能な事業主を、従業員100人以下から300人以下に拡大する。

簡易型DC

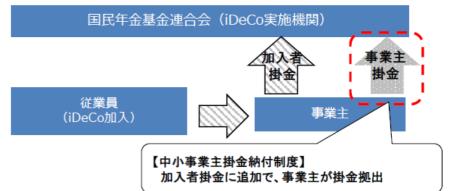
項目	簡易型	通常の企業型
制度の 対象者	適用対象者を厚生年金 被保険者全員に固定 ※職種や年齢等によって加入是非 の判断は不可	•厚生年金被保険者 ※職種や年齢等によって加入是非 の判断は可能
拠出額	•定額	・定額、定率、定額+定率 のいずれか選択
マッチン グ拠出	・選択肢は1つでも可	・2つ以上の額から選択
商品提 供数	・2本以上35本以下	・3本以上35本以下

制度をパッケージ化することにより、

- 導入時に必要な書類の簡素化
- 規約変更時の承認事項の一部を届出事項に簡素化
- 業務報告書の簡素化

中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚 生年金基金を実施していない事業主であって、従 業員100人以下の事業主
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の 同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能

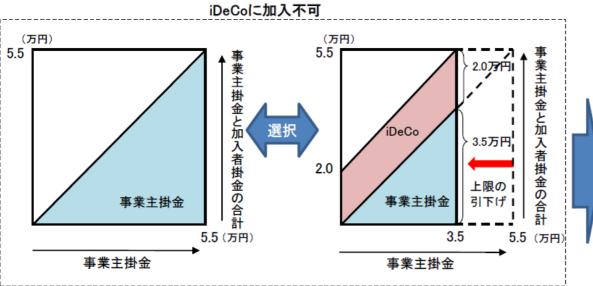


(2)企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

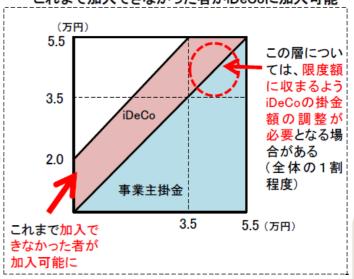


- ・ 企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、①労使合意に基づく規約の定めがあり、かつ② 事業主掛金の上限を3.5万円までに引き下げた企業に限られている。
- 上記の制約を改め、規約の定めや事業主掛金の引き下げがなくとも、iDeCoに加入可能とする。

<現行>労使合意に基づく規約の定め等がなければ



<見直し後>規約の定め等を不要とすることで、 これまで加入できなかった者がiDeCoに加入可能



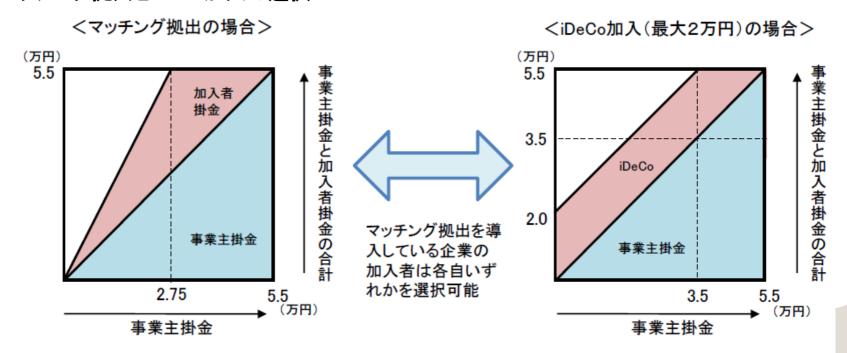
※ 企業型と確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

2. 制度の普及等に向けた改善(3)iDeCoに係るその他の改善



- マッチング拠出(企業型DCにおいて、加入者が自己負担で掛金を上乗せできる制度)を導入している企業の加入者は、マッチング拠出とiDeCo加入を選択できるようにする。
- iDeCo加入・変更手続のオンライン化等の改善を速やかに実現する必要がある。
- iDeCo手数料(国民年金基金連合会の手数料)について、加入者数の現状・見通し等を踏まえて再計算するとともに、以後も再計算・再設定していく必要がある。

■マッチング拠出とiDeCo加入の選択



※ 企業型と確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

2. 制度の普及等に向けた改善 (4)DCにおける中途引き出しの改善(外国籍人材)



DCの中途引き出しについて、<u>外国籍人材が帰国するときはDC制度に加入できなくなる</u>ことから、通算の掛金拠出期間が短い等の要件を満たせば、中途引き出しを認める。

<国民年金の種別とiDeCoの加入可否> 現行、保険料免除者で、通算の掛金拠出期 第1号被保険者 間が短いこと(3年以下)等の要件を満たす 場合に限って、中途引き出しが可能 iDeCo 第2号被保険者 加入可能 国民年金の任意加入被保険者のiDeCoへの 第3号被保険者 加入が可能となれば、 ・外国に居住する日本国籍を有する者につい 新たにiDeCo 任意加入被保険者 ては、iDeCoへの加入資格あり 加入可能 一方、外国に居住する日本国籍を有しない 者については、iDeCoへの加入資格なし

制度の普及等に向けた改善 (5)ポータビリティの改善

<DB(終了)からiDeCoへの移換>

※通算企業年金



<企業型DCから通算企業年金への移換>

終了したDBからiDeCoへ資産移換できない点や、企業型DCから通算企業年金へ資産移換できない点について、改善を図る。

確定給付 確定給付 通算企業年金 通算企業年金 企業年金 企業年金 (退職) (DB終了) 個人型 個人型 企業型 確定拠出年金 確定拠出年金 確定拠出年金 (iDeCo) (iDeCo) (退職)

退職などでこれまで加入していた企業年金を脱退した場合などに、それまで蓄えられた年金原資を企業年金連合会に移換し、将来年金(終身年金)として受給する仕組み。

(6)各種手続見直し(DC)



• DCについて、企業型・個人型ともに手続が負担となっていることから、以下のとおり簡素化する。

項目	内容
①企業型DCの規約変更手続	・軽微な変更の一部を届出不要とする。 ・類似の規約変更事項について、事業主の手続を DB・企業型DCとの間で原則同じとする。 ・概要書の記載項目を簡素化する。
②企業型DCの業務報告書の提出手続	・業務報告書の記載事項を簡素化する。 ・企業型記録関連運営管理機関が事業主に代 わって業務報告書を提出できるようにする。
③事業主による従業員の資格確認手続	資格の確認手続を簡素化する。
④国民年金第1号被保険者のiDeCo加入手続	国民年金基金連合会と日本年金機構との間で確認できる事項は、加入申出書の記載事項から除き、 添付書類を不要とする。
⑤運営管理機関の登録手続	役員の住所等について、運営管理機関の登録事 項から削除する。

(6)各種手続見直し(DB)



DBについて、以下のとおり手続の見直しを実施する。

項目	内容
①リスク対応掛金に係る規約変更手続	リスク対応掛金の算定にあたって「予定利率の低下を見込む場合」等、これまで定型化した算定方法については、厚生労働大臣の個別の承認を不要とする。
②給付額の改定手続	DBの給付の改定ルールのひとつとして、死亡率の更新ごとに、死亡率の変動による終身年金現価率の増減を勘案した調整率を乗じることを可能とする。

※リスク対応掛金

あらかじめ「将来発生するリスク」を測定し、その水準を踏まえて、上乗せの掛金の拠出を行うことのできる仕組み。「将来発生するリスク」の測定には「標準的な算定方法」と「特別算定方法」の二種類が存在。このうち「特別算定方法」については厚生労働大臣の承認が必要。

予定利率の低下等、負債側のリスクを考慮する場合、特別算定方法によることとなる。



3. その他

3. その他

ガバナンス、選択型DC・選択制DC



<DBのガバナンス>

- ガバナンスの確保に向けた取組は多くが運用上・行政指導上の取組だったが、権利義務に 関わる点については法令で規定することを基本的な方針とする。
- 「加入期間に応じた給付額や将来見込額などを加入者ごとに通知・開示する取組」(いわゆる年金ダッシュボード)は加入者の制度への関心・理解をより深める意義のある取組であり、事例の周知等により事業主の取組を促す。

<DCのガバナンス>

- 企業型DCの運営にあたり、「社内に年金委員会を設ける取組」、「日常的、定期的な制度運営に際して、加入者の意見を聴取し制度運営に反映できる体制」は事業主の受託者責任の 観点から意義のある取組であり、事例の周知等により事業主の取組を促す。
- iDeCoの継続投資教育について、法令上の努力義務・忠実義務を負っている国民年金基金連合会と、企業型DCの継続投資教育を受託している企業年金連合会の連携を強化する。 (企業年金連合会のセミナーにiDeCo加入者が参加できるようにする等)。

<いわゆる選択型DC・選択制DC>

 いわゆる選択型DC・選択制DCは労働条件の不利益変更であるとともに社会保険・雇用保 険等の給付にも影響することから、事業主はこれらの点を含めて正確な説明をすべきことを 法令解釈通知に明記する。

※選択型DC·選択制DC

給与の一定額を、従業員が企業型DCへ拠出可能な制度。

企業型DCへ拠出した額については社会保険料・雇用保険料が徴収されないため、社会保険・雇用保険の給付に影響がある。